

宇治市教育振興基本計画の策定について

1. 目的について

市教委では、教育基本法第17条第2項に基づき、平成26年3月に宇治市の教育の指針となる「宇治市教育振興基本計画」を策定いたしました。本計画は、計画期間が8年間（平成26～令和3年度）となっていることから、今年度、「宇治市教育振興基本計画策定委員会」を設置し、国の教育振興基本計画や京都府教育振興プラン等を参考に、次期教育振興基本計画（令和4年度～令和15年度）の策定を行うものです。

2. 策定委員について

区 分		人 数
学識経験者	大学教授等	2名
保護者代表	PTA・育友会	2名
学校関係	学校長	2名

3. 今後のスケジュールについて（予定）

年 月	策定委員会 等
令和3年 5月	第1回 策定委員会
令和3年 8月	第2回 策定委員会
令和3年 10月	第3回 策定委員会
令和3年 11月	第4回 策定委員会
令和3年 11月	パブリックコメント
令和4年 1月	第5回 策定委員会